

普通預金規定

1. 〈取扱店の範囲〉

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ届出の印鑑との照合手続きを受けたものに限りま

2. 〈証券類の受入れ〉

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立できるもの(以下「証券類」といいます)を受入れます。

(2) 手形用件(とくに振出日、受取人)、小切手用件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充して下さい。

当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きをすませて下さい。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、所定の取立手数料をいただきます。

3. 〈振込金の受入れ〉

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 〈受入れ証券類の決済、不渡り〉

(1) 証券類は、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後、その決済を確認したうえでなければ受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。

その払戻しができる予定の日は通帳の摘要欄に記載します。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。

この場合は直ちに受入れた証券類が不渡りとなった旨を届出の住所宛に通知するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は受入店で返却します。

(3) 前項の場合、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保存の手続きをします。

5. 〈預金の払戻し〉

(1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または暗証番号)により記名押印(または暗証番号記入)してこの通帳とともに提出して下さい。

(2) この預金口座から各種料金等を自動支払いするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをして下さい。

(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. 〈利息〉

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます）1,000円以上について付利単価を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、毎日の店頭表示の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。

なお、利率は金融情勢の変化に応じて変更します。

7. 〈届出事項の変更等〉

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

8. 〈成年後見人等の届出〉

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記（1）（2）と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) (1)～(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) (1)～(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 〈印鑑照合等〉

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. 〈譲渡、質入れ等の禁止〉

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承認する場合には、当金庫所定の書式により行います。

1 1. 〈反社会的勢力との取引拒絶〉

この預金口座は、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号アからカおよび第 3 号アからオいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号アからカまたは第 3 号アからオの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

1 2. 〈解約等〉

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出て下さい。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

1 3. 〈通知等〉

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 4. 〈保険事故発生時における預金者からの相殺〉

(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫

の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

付 則

平成 22 年 7 月 1 日

改正